

福島市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、重度心身障がい者に対し医療費の一部を助成することにより、もつて重度心身障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第一条の二 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- 一 保険者等 規則で定める医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）その他医療に関する法令等の規定により医療に関する給付を行う国、地方公共団体、健康保険組合、国民健康保険組合、共済組合、事業団又は後期高齢者医療広域連合をいう。
- 二 保険医療機関等 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号から第三号までに掲げる病院、診療所若しくは薬局、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十三条第六項第二号に掲げる病院、診療所若しくは薬局、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第五十五条第一項第一号若しくは第二号に掲げる医療機関若しくは薬局、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第五十七条第一項第一号若しくは第二号に掲げる医療機関若しくは薬局、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条の規定において準用する国家公務員共済組合法第五十五条第一項第一号若しくは第二号に掲げる医療機関若しくは薬局又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十七条第三項に規定する保険医療機関等をいう。

(対象者)

第二条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有する者で、医療保険各法による被保険者、組合員及び被扶養者であるもののうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（以下「身障手帳所持者」という。）であつて、身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に規定する障害程度の等級が一級又は二級に該当するもの
- 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十二条第一項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十二条に規定する知的障害者更生相談所において判定の結果療育手帳の交付を受けている者（以下「療育手帳所持者」という。）であつ

て、当該療育手帳に障害の程度がAと表示されているもの

三 身障手帳所持者であつて、その障害程度の等級が三級（心臓、腎臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、免疫若しくは肝臓の機能の障害を有する者に限る。）に該当するもの

四 療育手帳所持者であつて、当該療育手帳に障害の程度がBと表示されている者かつ身障手帳所持者

五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「保健福祉手帳所持者」という。）であつて、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第三項に規定する障害程度の等級が一級に該当するもの

六 保健福祉手帳所持者であつて、その障害程度の等級が二級又は三級に該当する者であり、かつ、身障手帳所持者又は療育手帳所持者であるもの

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかの入所、入院又は入居（以下「入所等」という。）をしている重度心身障がい者については、本市に住所を有していなくともその者が当該入所等の前に本市に住所を有していた場合（継続して二以上の入所等をしている重度心身障がい者にあつては、最初の入所等の前に本市に住所を有していた場合を含む。）にあつては、これを含めることとする。

一 病院又は診療所への入院

二 児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設への入所（同法第二十七条第一項第三号又は同法第二十七条の二の規定による入所措置が採られた場合に限る。）

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設又は同条第一項の厚生労働省令で定める施設への入所

四 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設への入所

五 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の四に規定する養護老人ホーム又は同法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームへの入所（同法第十一条第一項第一号又は第二号の規定による入所措置が採られた場合に限る。）

六 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第十一項に規定する特定施設への入居又は

同条第二十五項に規定する介護保険施設への入所

七 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十七項に規定する共同生活援助を行う住居への入居

- 3 第一項の規定は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護を受けている者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第二項第三号の医療支援給付を受けている者及び福島市子ども医療費の助成に関する条例（平成二十三年条例第三号）に基づき医療費の助成を受けている者を除く。

（助成額）

第三条 医療費の助成額は、次の各号に掲げる額から、保険者等の負担による附加給付等の額を控除した額とする。

- 一 対象者が保険医療機関等において医療を受けた場合 医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により当該保険医療機関等へ支払わなければならない一部負担金（前条第一項第五号又は第六号に該当する者が、精神障害の医療を受ける場合においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第三項に規定する自立支援医療に係る一部負担金に限る。）又は費用徴収金に相当する額
- 二 前号の一部負担金又は費用徴収金に保険者等が負担すべき高額療養費がある場合 規則で定めるところにより算定した額
- 2 前項の場合において、高齢者の医療の確保に関する法律第五十条第二号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けられる資格がありながら、その認定を受けていない者（認定を受けた後、その認定に係る申請を撤回した者を含む。）の医療費の助成額は、医療費の百分の十に相当する額を限度とする。
- 3 前項に規定する者が第一項第二号に該当する場合の医療費の助成額は、前項の規定にかかわらず、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第十五条に規定する高額療養費算定基準額とする。

（助成の方法）

第四条 医療費の助成は、助成する額を保険医療機関等に支払うことによつて行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。この場合において、市長が必要と認めたときは、対象者の配偶者又は親権を行う者若しくは後見人その他の者で、現に対象者を保護するものに支払うこと

ができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第五条 この条例による助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(第三者行為に係る助成金の返還)

第六条 市長は、対象者が第三者の行為によつて生じた医療に係る助成を行つた場合において、当該第三者から対象者が賠償を受けたときは、当該賠償の額を限度として助成金の返還を求めることができる。

(不正行為による助成金の返還)

第七条 市長は、偽りその他不正の行為によつて助成を受けた者があるときは、その者から当該助成額の全部又は一部を返還させなければならない。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和四十九年十月一日から施行する。

(飯野町の編入に伴う経過措置)

2 飯野町の編入の日前に旧飯野町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例（昭和四十九年飯野町条例第二十号）の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附 則（昭和五五年条例第二三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五七年条例第三五号抄）

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十八年二月一日から施行する。

附 則（昭和五八年条例第八号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和五十八年二月一日から適用する。

附 則（昭和六〇年条例第三五号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第三条第二号の規定は、昭和六十年七月一日以後の受診に係る医療費から適用する。

附 則（平成元年条例第一二号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年七月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の福島市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の規定は、平成元年七月一日以後の受診に係る医療費から適用し、同日前の受診に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成七年条例第六三号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成七年四月一日から適用する。

(経過措置)

- 2 第一条の規定による改正後の福島市重度心身障害者医療費の助成に関する条例及び第二条の規定による福島市高額療養費の貸付けに関する条例の規定は、平成七年四月一日以後の受診に係る医療費から適用し、同日前の受診に係る医療費の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成九年条例第二一号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第二条第一項の規定は、平成九年四月一日以後の受診に係る医療費から適用する。

附 則 (平成一〇年条例第二一号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第二条第一項第三号、第五号及び第六号並びに第三条第一号の規定は、平成十年四月一日以後の受診に係る医療費から適用する。

(福島市乳児及び幼児医療費の助成に関する条例の一部改正)

- 2 福島市乳児及び幼児医療費の助成に関する条例(昭和四十八年条例第十四号)の一部改正(略)

附 則 (平成一〇年条例第三三号)

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年条例第一九号)

この条例は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の福島市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の規定及び第二条の規定による改正後の福島市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の規定は、平成十三年一月一日以後の受診に係る医療費から適用する。

附 則 (平成一四年条例第三五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年条例第一八号抄)

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年条例第一〇号）

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年条例第一三号）

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年条例第一四号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第三条第二項の規定は、平成二十年十月一日以後の受診に係る医療費から適用し、同日前の受診に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成二〇年条例第六〇号）

この条例は、平成二十年七月一日から施行する。

附 則（平成二〇年条例第一一二号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第三条第三項の規定は、平成二十年十月一日以後の受診に係る医療費から適用し、同日前の受診に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成二二年条例第一一号）

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年条例第三号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則（平成二四年条例第八号）

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年六月二八日条例第二三号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条第三項の改正規定は、平成二十四年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第二条第三項の規定は、平成二十四年十月一日以後の受診に係る医療費から適用し、同日前の受診に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年三月二九日条例第五号)

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第二条中福島市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例第二条第二項第三号の改正規定(「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める部分に限る。)及び同項第七号の改正規定(「第五条第十項に規定する共同生活介護若しくは同条第十六項」を「第五条第十五項」に改める部分に限る。)は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年九月三〇日条例第三四号)

この条例は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成二八年三月三十一日条例第一八号)

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年三月三〇日条例第六七号)

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。